

平成30年11月市議会総務委員会資料

第158号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

目 次

条例改正の概要 1～3 ページ

条例の新旧対照表 4～11 ページ

総 務 部

平成30年11月

一般職の職員の給与に関する条例等の改正の概要

1 改正の趣旨

平成30年人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改定されたことに伴い、本市の一般職の職員等についても同様に改定しようとするもの。

2 改正する条例

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例
- (2) 市長及び副市長の給与に関する条例
- (3) 教育長の給与等に関する条例
- (4) 非常勤の職員の報酬等に関する条例
- (5) 長崎市監査委員条例
- (6) 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例
- (7) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

3 給与改定の内容

(1) 給料表の改定

行政職給料表、医療職給料表((1)、(2)、(3))及び特定任期付職員に適用する給料表について、議案記載のとおり改定する。(行政職給料表平均改定率 0.2%)

(2) 初任給調整手当の改定

項目	区分	改定前	改定後	増減
支給月額	の限度額	308,300円	308,600円	300円

(3) 宿日直手当の改定

項目	区分	改定前	改定後	増減
勤務1回に係る宿日直手当		4,200円	4,400円	200円

(4) 期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定

ア 一般職の職員

区 分		6 月 期			12 月 期			年間合計		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
30年度	改定前	1.225	0.90	2.125	1.375	0.90	2.275	2.60	1.80	4.40
	改定後	1.225	0.90	2.125	1.375	0.95 (+0.05)	2.325 (+0.05)	2.60	1.85 (+0.05)	4.45 (+0.05)
31年度		1.300 (+0.075)	0.925 (+0.025)	2.225 (+0.1)	1.300 (▲0.075)	0.925 (▲0.025)	2.225 (▲0.1)	2.60	1.85	4.45

イ 再任用職員

区 分		6 月 期			12 月 期			年間合計		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
30年度	改定前	0.65	0.425	1.075	0.80	0.425	1.225	1.45	0.85	2.30
	改定後	0.65	0.425	1.075	0.80	0.475 (+0.05)	1.275 (+0.05)	1.45	0.90 (+0.05)	2.35 (+0.05)
31年度		0.725 (+0.075)	0.450 (+0.025)	1.175 (+0.1)	0.725 (▲0.075)	0.450 (▲0.025)	1.175 (▲0.1)	1.45	0.90	2.35

ウ 特定任期付職員

区 分		6 月期(期末手当)	12月期(期末手当)	年間合計
30年度	改定前	1.650	1.650	3.30
	改定後	1.650	1.700 (+0.05)	3.35 (+0.05)
31年度		1.675 (+0.025)	1.675 (▲0.025)	3.35

エ 市長、副市長

区 分		6 月期(期末手当)	12月期(期末手当)	年間合計
30年度	改定前	1.575	1.725	3.30
	改定後	1.575	1.775 (+0.05)	3.35 (+0.05)
31年度		1.675 (+0.10)	1.675 (▲0.10)	3.35

オ 議員

区 分		6 月期(期末手当)	12月期(期末手当)	年間合計
30年度	改定前	1.575	1.725	3.30
	改定後	1.575	1.775 (+0.05)	3.35 (+0.05)
31年度		1.675 (+0.10)	1.675 (▲0.10)	3.35

カ 教育長、常勤の監査委員、上下水道事業管理者

区 分		6 月期(期末手当)	12 月期(期末手当)	年間合計
30年度	改定前	2.10	2.25	4.35
	改定後	2.10	2.30 (+0.05)	4.40 (+0.05)
31年度		2.20 (+0.10)	2.20 (▲0.10)	4.40

4 給与改定に伴う所要額

会 計 項 目	一 般	特 別	企 業	合 計
所 要 額	98,555千円	898 千円	8,456 千円	107,909千円

5 施行日等

公布の日施行（ただし、次の(1)及び(2)については記載のとおり。）

- (1) 給料表、初任給調整手当、宿日直手当、平成30年度に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定 平成30年4月1日適用
- (2) 平成31年度に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定 平成31年4月1日施行

《参 考》

基準内給与月額の改定状況（平成30年4月1日：行政職給料表 平均年齢41歳08月）

区 分 項 目	改定前(A)	改定後	改定額(B)	改定率 (B/A×100)
給 料	325,890円	326,421 円	531 円	0.16%
諸 手 当	25,238円	25,238 円	—	—
はねかえり	10,464円	10,480 円	16 円	0.15%
計	361,592円	362,139 円	547 円	0.15%

※1 「基準内給与」とは、民間給与との比較対象となるもので、時間外勤務手当等を除いた毎月決まって支給される給与をいう。

※2 「はねかえり」とは、地域手当等のように、給料等の一定割合で手当額が定められているため、給料等の改定に伴い手当額が変動するものをいう。

※3 平成30年4月1日新規採用職員及び再任用職員は含まない。

一般職の職員の給与に関する条例等の新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">【第1条関係】</p> <p>○一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号) (初任給調整手当)</p> <p>第7条の4 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに新たに採用された職員には、月額<u>308,300円</u>を超えない範囲内の額で、採用の日から35年以内の期間、採用後市長が定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2～3 略 (宿日直手当)</p> <p>第17条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>5,900円</u>を超えない範囲内において市長が定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 略 (勤勉手当)</p> <p>第18条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～4 略</p>	<p style="text-align: center;">改 正 案</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の4 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに新たに採用された職員には、月額<u>308,600円</u>を超えない範囲内の額で、採用の日から35年以内の期間、採用後市長が定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2～3 略 (宿日直手当)</p> <p>第17条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>を超えない範囲内において市長が定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 略 (勤勉手当)</p> <p>第18条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～4 略</p>

現 行	改 正 案
<p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第18条の3中「前条第1項」とあるのは「<u>第18条の5第1項</u>」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「<u>基準日（第18条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から</u>」と、「支給日」とあるのは「<u>支給日（同項に規定する市長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1（第4条関係） 略 別表第2（第4条関係） 略 別表第3（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">【第2条関係】</p> <p>○一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号) (期末手当)</p> <p>第18条の2 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額<u>に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。</p> <p>4～7 略 (勤勉手当)</p> <p>第18条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同</p>	<p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第18条の3中「前条第1項」とあるのは「<u>第18条の5第1項</u>」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「<u>基準日（第18条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から</u>」と、「支給日」とあるのは「<u>支給日（第18条の5第1項に規定する市長が定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1（第4条関係） 略 別表第2（第4条関係） 略 別表第3（第4条関係）</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条の2 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額<u>に100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～7 略 (勤勉手当)</p> <p>第18条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同</p>

現 行	改 正 案
<p>じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額<u>に、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額<u>に100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
【第3条関係】	
<p>○市長及び副市長の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第114号) (期末手当)</p>	
<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額<u>に、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額<u>に、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>
【第4条関係】	
<p>○市長及び副市長の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第114号) (期末手当)</p>	
<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額<u>に、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額<u>に100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">【第5条関係】</p> <p>○教育長の給与等に関する条例 (昭和28年長崎市条例第28号) (給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の157.5</u>」とあるのは「<u>100分の210</u>」と、「<u>100分の172.5</u>」とあるのは「<u>100分の225</u>」と、同条第3項中「<u>100分の35</u>」とあるのは「<u>100分の20</u>」とする。</p> <p>5～7 略</p>	<p style="text-align: center;">改 正 案</p> <p>(給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の157.5</u>」とあるのは「<u>100分の210</u>」と、「<u>100分の177.5</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」と、同条第3項中「<u>100分の35</u>」とあるのは「<u>100分の20</u>」とする。</p> <p>5～7 略</p>
<p style="text-align: center;">【第6条関係】</p> <p>○教育長の給与等に関する条例 (昭和28年長崎市条例第28号) (給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の157.5</u>」とあるのは「<u>100分の210</u>」と、「<u>100分の177.5</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」と、同条第3項中「<u>100分の35</u>」とあるのは「<u>100分の20</u>」とする。</p> <p>5～7 略</p>	<p>(給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の167.5</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と、同条第3項中「<u>100分の35</u>」とあるのは「<u>100分の20</u>」とする。</p> <p>5～7 略</p>
<p style="text-align: center;">【第7条関係】</p> <p>○非常勤の職員の報酬等に関する条例 (昭和31年長崎市条例第24号) (期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の157.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の157.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の</p>

現 行	改 正 案
<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">【第8条関係】</p> <p>○非常勤の職員の報酬等に関する条例 (昭和31年長崎市条例第24号)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">【第9条関係】</p> <p>○長崎市監査委員条例 (昭和39年長崎市条例第8号)</p> <p>(給料等の支給)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の157.5</u>」とあるのは「<u>100分の210</u>」と、「<u>100分の172.5</u>」とあるのは「<u>100分の225</u>」と、同条第3項中「<u>100分の35</u>」とあるのは「<u>100分の20</u>」とする。</p> <p>6～8 略</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>(給料等の支給)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の157.5</u>」とあるのは「<u>100分の210</u>」と、「<u>100分の177.5</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」と、同条第3項中「<u>100分の35</u>」とあるのは「<u>100分の20</u>」とする。</p> <p>6～8 略</p>

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">【第10条関係】</p> <p>○長崎市監査委員条例 (昭和39年長崎市条例第8号) (給料等の支給)</p> <p>第9条 略 2～4 略</p> <p>5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の157.5</u>」とあるのは「<u>100分の210</u>」と、「<u>100分の177.5</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」と、同条第3項中「<u>100分の35</u>」とあるのは「<u>100分の20</u>」とする。</p> <p>6～8 略</p>	<p style="text-align: center;">改 正 案</p> <p>(給料等の支給)</p> <p>第9条 略 2～4 略</p> <p>5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の167.5</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と、同条第3項中「<u>100分の35</u>」とあるのは「<u>100分の20</u>」とする。</p> <p>6～8 略</p>
<p style="text-align: center;">【第11条関係】</p> <p>○長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例 (昭和41年長崎市条例第39号) (給料等の支給)</p> <p>第2条 略 2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の157.5</u>」とあるのは「<u>100分の210</u>」と、「<u>100分の172.5</u>」とあるのは「<u>100分の225</u>」と、同条第3項中「<u>100分の35</u>」とあるのは「<u>100分の20</u>」とする。</p> <p>5～7 略</p>	<p>(給料等の支給)</p> <p>第2条 略 2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の157.5</u>」とあるのは「<u>100分の210</u>」と、「<u>100分の177.5</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」と、同条第3項中「<u>100分の35</u>」とあるのは「<u>100分の20</u>」とする。</p> <p>5～7 略</p>
<p style="text-align: center;">【第12条関係】</p> <p>○長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例 (昭和41年長崎市条例第39号) (給料等の支給)</p> <p>第2条 略 2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第</p>	<p>(給料等の支給)</p> <p>第2条 略 2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第</p>

現 行	改 正 案																																				
<p>2項中「<u>100分の157.5</u>」とあるのは「<u>100分の210</u>」と、「<u>100分の177.5</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」と、同条第3項中「<u>100分の35</u>」とあるのは「<u>100分の20</u>」とする。</p> <p>5～7 略</p>	<p>2項中「<u>100分の167.5</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と、同条第3項中「<u>100分の35</u>」とあるのは「<u>100分の20</u>」とする。</p> <p>5～7 略</p>																																				
<p style="text-align: center;">【第13条関係】</p> <p>○一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</p> <p style="text-align: center;">(平成21年長崎市条例第39号)</p> <p style="text-align: center;">(給与に関する特例)</p>	<p style="text-align: center;">(給与に関する特例)</p>																																				
<p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>	<p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">号給</th> <th style="width: 85%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>373,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>421,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>471,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>532,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>607,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>709,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;"><u>829,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>373,000</u>	2	<u>421,000</u>	3	<u>471,000</u>	4	<u>532,000</u>	5	<u>607,000</u>	6	<u>709,000</u>	7	<u>829,000</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">号給</th> <th style="width: 85%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>374,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>422,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>472,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>533,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>608,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>710,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;"><u>830,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>374,000</u>	2	<u>422,000</u>	3	<u>472,000</u>	4	<u>533,000</u>	5	<u>608,000</u>	6	<u>710,000</u>	7	<u>830,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>373,000</u>																																				
2	<u>421,000</u>																																				
3	<u>471,000</u>																																				
4	<u>532,000</u>																																				
5	<u>607,000</u>																																				
6	<u>709,000</u>																																				
7	<u>829,000</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>374,000</u>																																				
2	<u>422,000</u>																																				
3	<u>472,000</u>																																				
4	<u>533,000</u>																																				
5	<u>608,000</u>																																				
6	<u>710,000</u>																																				
7	<u>830,000</u>																																				
<p>2～5 略</p> <p style="text-align: center;">(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)</p>	<p>2～5 略</p> <p style="text-align: center;">(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)</p>																																				
<p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年長崎市条例第39号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（市長が定めるものに限る。）」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び</p>	<p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年長崎市条例第39号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（市長が定めるものに限る。）」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び</p>																																				

現 行	改 正 案
<p>給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第18条の2第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">【第14条関係】</p> <p>○一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成21年長崎市条例第39号)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「<u>、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当</u>」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「<u>医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年長崎市条例第39号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（市長が定めるものに限る。）</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「<u>一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第18条の2第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。</u>」</p> <p>3 略</p>	<p>給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第18条の2第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3 略</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「<u>、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当</u>」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「<u>医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年長崎市条例第39号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（市長が定めるものに限る。）</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「<u>一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第18条の2第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。</u>」</p> <p>3 略</p>